



坂城町一般廃棄物 処理基本計画

(令和3年度～令和7年度)

坂 城 町

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間及び目標年度	2
第4節 S D G s との関係	2

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ、資源物の現状と課題

第1節 ごみ、資源物処理の沿革	3
第2節 ごみ、資源物処理の現状と課題	4

第2章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念	24
第2節 基本方針	24

第3章 将来予測

第1節 人口の予測	25
第2節 ごみ、資源物の排出量の予測	26

第4章 減量化目標と具体的方策

第1節 減量化目標値の設定	28
第2節 減量化のための具体的な方策	29

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状

第1節 生活排水の排出状況	31
第2節 生活排水の処理主体	32

第2章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念	33
第2節 基本方針	33

第3章 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理計画の内容	34
-----------------	----

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく法定計画で、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を策定するものです。

（1）ごみ処理基本計画

大量生産・大量消費型の社会は物質的な豊かさをもたらした一方で、地球規模での環境汚染や気候変動などを引き起こしています。

これまでの利便性優先の事業活動や生活のあり方を見直し、廃棄物処理においても天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成、温室効果ガスの排出を抑制した脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

廃棄物のうち可燃ごみについては、昭和43年度から葛尾組合ごみ焼却施設で処理を行ってきましたが、長野広域連合の「ごみ処理広域化基本計画」により、令和4年度に本稼働する新たなごみ焼却施設に移行します。

今後も、適正な廃棄物処理体制の継続と、循環型社会の形成によるごみ減量を目指し、住民、事業者、町等あらゆる主体が連携してこれらの課題に対応し、総合的・計画的にごみ処理に係る施策を推進するため、計画を策定します。

なお、プラスチック一括回収等のプラスチック資源循環促進に係る施策については、国における制度設計が確定した段階で必要な対応を検討するものとします。

（2）生活排水処理基本計画

当町は、中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、東西に扇状地を形成し、標高1,000mクラスの緑豊かな山々が町を囲んでいます。

千曲川は豊かな水量と四季変化に富んだ表情を見せ、大地に豊かな実りをもたらし、人々の心や生活に憩いと潤いを与えてくれるオアシスです。

これら河川等の水質が生活排水により汚濁することを防止し、適切な生活排水の処理を推進するため、計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画であり、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」とから構成され、上位計画である「坂城町長期総合計画」のほか、国や長野県の計画等を踏まえて、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

第3節 計画の期間及び目標年度

計画の目標年度	令和7（2025）年度
---------	-------------

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画の目標年度は令和7年度とします。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜、計画の見直しを実施します。

第4節 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動目標）」に含まれる国際目標です。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、ごみ、及び生活排水の排出と処理に関わる住民、事業者、町など、あらゆる主体のパートナーシップによる取り組みを推進します。

【SDGsの17のゴール（目標）】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ、資源物の現状と課題

第1節 ごみ、資源物処理の沿革

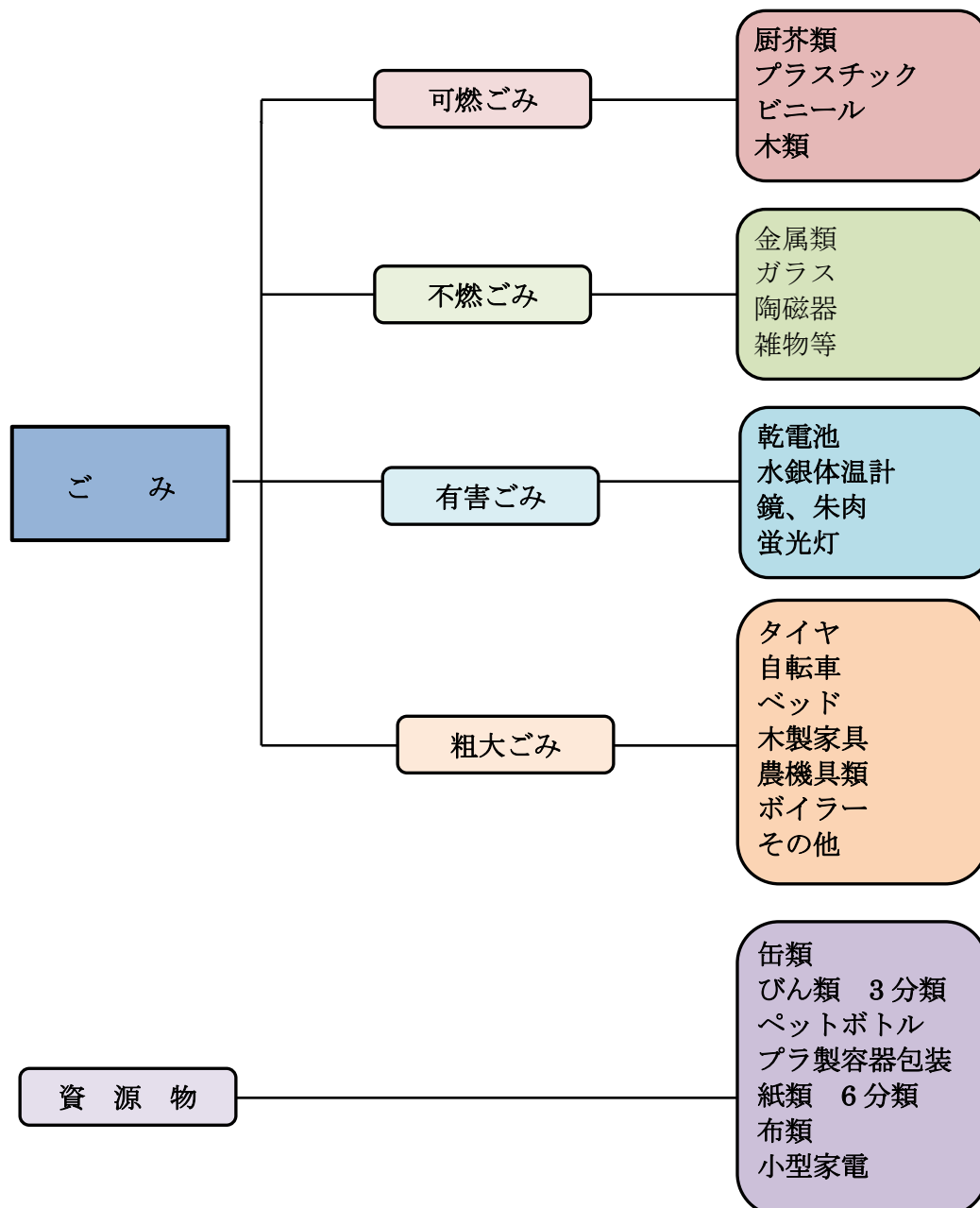
年 月	坂 城 町	葛 尾 組 合
S41.1		葛尾組合を組織
S43.5	可燃ごみ搬入開始	焼却施設竣工(40t/日)
S46.8	不燃ごみ搬入開始	不燃物処理場竣工(15t/日)
S54.3		焼却施設新炉竣工(40t/日×2)
S57.7	廃乾電池分別収集開始	
S63 年度	粗大ごみ回収開始	
H3.4	新聞・雑誌・段ボール分別開始	
H6.11	可燃ごみ指定袋導入	
H8.10	びん・缶分別収集開始不燃ごみ指定袋導入	
H9.4	ペットボトルの収集開始	びん・缶・ペットボトルストックヤード竣工
H13.4	家電4品目の分別収集開始	
H13.6		焼却施設ダイオキシン類対策工事竣工
H15.4	プラスチック製及び紙製容器包装の収集開始 布分別収集開始 蛍光管分別収集開始	プラスチック類ストックヤード竣工 紙製容器包装の処理梱包・保管を千曲資源 リサイクル事業協同組合へ委託
H15.8	家庭用焼却炉回収補助制度開始(H17.3 まで)	
H16.4	有害ごみ(乾電池・体温計・鏡・朱肉)の内、乾電池を専用箱で分別収集 資源回収奨励金見直し(5 円/kg→3 円/kg)	
H22.4	一般廃棄物処理の有料化 (指定袋一枚につき 20 円) 生ごみ処理機購入補助の見直し限度額 4 万円 サンデーリサイクル開始(1 回/月)	
H24.4	資源回収奨励金見直し(3 円/kg→2 円/kg)	
H26.4	小型家電リサイクル開始 サンデーリサイクル増設(2 回/月)	
H26.5	資源物の分別方法の簡略化 (紙容器包装、雑紙 → 雑がみ)	
H29.4	生ごみ処理機購入補助の見直し限度額 5 万円	
H30.5	草木リサイクル(チップ化)開始	
H30.6	資源物(紙類)リサイクルボックス設置	
R2.4	布類収集範囲の拡大	

第2節 ごみ、資源物処理の現状と課題

1. ごみ、資源物の種類及び分別

令和3年4月1日現在、ごみ、資源物の種類と分別収集の状況は下図のとおりです。

再資源化を推進しようとするればするほど、細分化した分別が必要です。



2. 収集運搬体制

令和3年4月1日現在、各家庭から排出される廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・有害ごみ・粗大ごみの5つに分類しています。このうち資源物は、細かく分類すると14分類になっています。また引越し等で大量にごみが発生した場合など、葛尾組合焼却施設（令和3年度中に「（仮称）B焼却施設」に移行）及び葛尾組合不燃ごみ及び資源ごみ処理施設（千曲市上山田）への持ち込みを可能としています。

事業者から排出されるごみは、許可業者による収集もしくは処理場へ自己搬入となっています。なお、1ヵ月に排出するごみの量が100kg以下の小規模排出事業者の場合には有料で収集所に出すことができます。

また、処理が困難である消火器・プロパンボンベ・農薬びん・農業用マルチ・特別管理一般廃棄物（医療医薬品・感染性廃棄物）等は収集の対象外です。

【表 1-2-1 収集運搬の状況】

区 分		収集回数	収集・回収場所	排 出 方 法
可燃ごみ		2回／週	ステーション	指定袋
不燃ごみ		1回／月	ステーション	指定袋
資 源 物	紙類（新聞・雑誌・チラシ・ダンボール・紙パック・雑がみ（紙容器包装含む））	随時 4回／月 2回／月	ボックス回収 ステーション 拠点回収※1	リサイクルボックス 専用収納庫 回収場所へ持参
	プラスチック製容器包装	1回／週 4回／月	ステーション 拠点回収	収集バッグ 回収場所へ持参
	布類	4回／月 2回／月	ステーション 拠点回収	専用収納庫 回収場所へ持参
	缶	1回／月 2回／月	ステーション 拠点回収	コンテナ
	びん（透明・茶色・その他）			コンテナ（三色）
	ペットボトル			回収ネット
	小型家電	随時 2回／月	ボックス回収 拠点回収	リサイクルボックス 回収場所へ持参
有 害	乾電池類	1回／月	ステーション	コンテナ
	蛍光管	1回／月	ステーション	コンテナ
粗大ごみ		2回／月	拠点回収	回収場所へ持参

※1 拠点回収は、サンデーリサイクルのこと

3. 処理施設及び処理体制

令和3年4月1日現在のごみ処理施設の状況は下記のとおりです。

葛尾組合ごみ焼却施設の老朽化に伴い、長野広域連合が策定する「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、千曲市に新たなごみ焼却施設の建設が進んでいます。

これに伴い、令和3年度内に新焼却施設（下記（1）-2参照）で坂城町、千曲市の可燃ごみ全量を受け入れて試験焼却を行った後、令和4年度に本稼働する予定です。

新たな焼却施設では、資源循環型社会の形成に資するよう、焼却に伴って発生する熱エネルギーの積極的活用、焼却残渣の有効活用を図ることを目指していきます。

（1） - 1 焼却処理施設

- | | |
|---------|--------------------------|
| ① 名 称 | 葛尾組合ごみ焼却施設 |
| ② 所 在 地 | 坂城町大字中之条 1850 番地 |
| ③ 運 営 | 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合） |
| ④ 建設年度 | 昭和54年度（昭和52年度～54年度） |
| ⑤ 処理方式 | ストーカ式焼却炉 |
| ⑥ 処理能力 | 80 t／日・2基 |

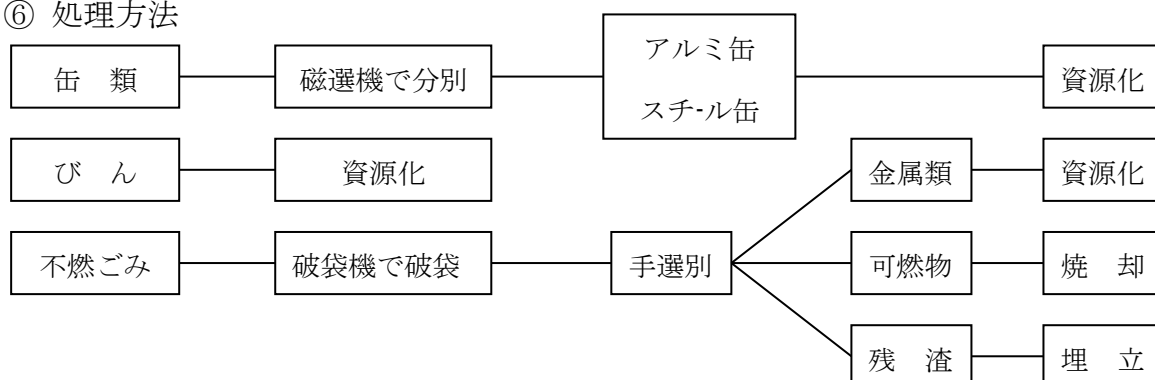
（1） - 2 焼却処理施設

- | | |
|---------|---|
| ① 名 称 | 長野広域連合 B 焼却施設（仮称） |
| ② 所 在 地 | 千曲市屋代 |
| ③ 運 営 | DBO 方式（※1）
クボタ環境サービス・守屋商会特定建設工事共同企業体 |
| ④ 建設年度 | 令和4年度本稼働予定（平成30年度～令和4年度） |
| ⑤ 処理方式 | ストーカ式焼却炉 |
| ⑥ 処理能力 | 焼却炉 100t/日（50t/日×2 炉） 灰溶融炉 10t/日 |

※1 民間事業者が施設の設計(Design)、建設(Build)及び運営(Operate)を一括して行う方法

(2) 不燃物処理施設

- ① 名 称 葛尾組合不燃ごみ及び資源ごみ処理施設
- ② 所 在 地 千曲市大字上山田 3813 番地 100
- ③ 運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④ 建設年度 昭和 4 6 年度（昭和 4 5 年度～ 4 6 年度）
- ⑤ 能 力 1 2 t / 日（稼働時 1 5 t / 日、経年による処理能力の低下）
- ⑥ 処理方法

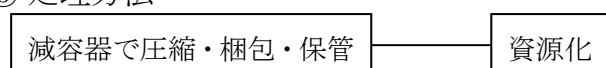


※ びんは、(公財)日本容器包装リサイクル協会指定業者が全量を資源化する。

※ 廃乾電池は、J F E 条鋼(株)（茨城県神栖市）で資源化し、残渣物は埋立処分する。

(3) 資源物圧縮梱包処理施設

- ① 名 称 葛尾組合プラスチック等ストックヤード
- ② 所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
- ③ 運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④ 建設年度 平成 1 4 年度
- ⑤ 建築面積 9 5 8 m²
- ⑥ 処理方法



※ プラスチック製容器包装及びペットボトルは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する。

- ⑦ 能 力 プラスチック製容器包装 8 t / 日
ペットボトル 0. 8 t / 日
- ⑧ 保管面積 7 2 m²

種 類	保管面積	備 考
プラスチック製容器包装	52.00 m ²	
ペットボトル	20.25 m ²	

- ⑨ 保管容量 1 4 5 m³

種 類	保管容量	備 考
プラスチック製容器包装	105.00 m ³	
ペットボトル	40.00 m ³	

(4) スtockヤード (缶・びん)

- ①名 称 葛尾組合ストックヤード
 ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
 ③運 営 葛尾組合 (千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
 ④建設年度 平成 8 年度
 ⑤保管面積 1 8 0 m²

種 類	保管面積	備 考
缶	63.25 m ²	スチール缶 24.75 m ² ・アルミ缶 38.5 m ²
び ん	116.75 m ²	無色 57 m ² ・茶色 47 m ² ・その他 12.75 m ²

- ⑥保管容量 3 6 0 m³

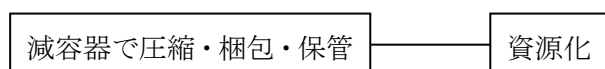
種 類	保管容量	備 考
缶	126.50 m ³	スチール缶 49.5 m ³ ・アルミ缶 77 m ³
び ん	233.50 m ³	無色 104.5 m ³ ・茶色 81 m ³ ・その他 48 m ³

- ※ びんは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。
 ※ 缶は葛尾組合が3ヵ月毎に入札を行い、落札業者へ有償で売り渡しをする。

(5) 資源物圧縮梱包施設

- ①名 称 千曲資源リサイクル事業協同組合
 ②所 在 地 千曲市大字屋代 2384 番地 1
 ③運 営 千曲資源リサイクル事業協同組合
 ④建設年度 平成 1 2 年度
 ⑤能 力 古紙・紙製容器包装 8 0 . 5 t / 日

⑥処理方法



- ※ 紙製容器包装は(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。
 ※ 古紙等は紙問屋を通じて製紙会社に売り渡しする。

(6) 最終処分場

葛尾組合に保有処分地がないことから、民間の処分場へ委託契約し、処分を行っています。

	焼却灰	ばいじん	不燃残渣・粗大ごみ	廃乾電池
処分場名	ハサマ処分場	エコポート最終処分場	ハサマ処分場	鹿島製造所
所在地	中野市大字豊津 5014-2 他	山形県米沢市大字板谷 字四郎右エ門沢 773-1～	中野市大字豊津 5014-2 他	茨城県神栖市 南浜 7 番地
所有者	飯山陸送株式会社	ジークライト株式会社	飯山陸送株式会社	J F E 条鋼株式会社

可燃ごみの焼却処理が新焼却施設に移行した後は、焼却された残さの最終処分は、長野広域連合の最終処分場で埋立します。

	熔融スラグ、脱塩飛灰、熔融不適物、	不燃残渣・粗大ごみ	廃乾電池
処分場名	長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (愛称：エコパーク須坂)	ハサマ処分場	鹿島製造所
所在地	須坂市大字亀倉字北ノ山 850 番	中野市大字豊津 5014-2 他	茨城県神栖市 南浜 7 番地
所有者	長野広域連合	飯山陸送株式会社	J F E 条鋼株式会社

4. ごみ、資源物の排出量の動向

(1) ごみ、資源物排出量の推移

坂城町のごみ、資源物排出量の推移をみると、この10年間で、平成23年度の総排出量 5,602 トンに対して令和2年度 4,782 トン、約 15%の減少となっています。

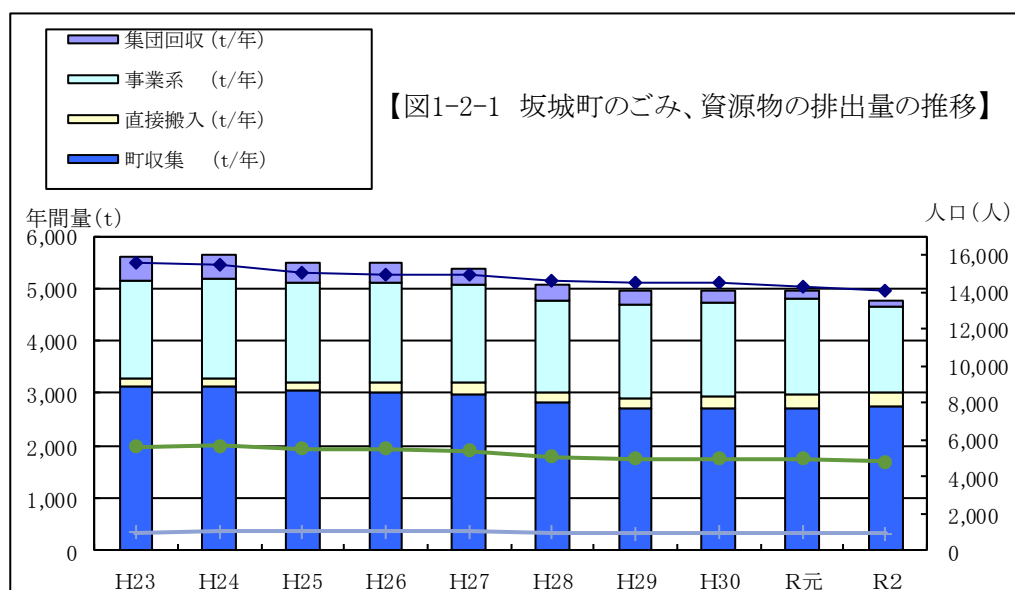
排出区分別には、町収集が平成23年度 3,124 トンに対して令和2年度 2,764 トンで約 12%の減少となった一方、直接搬入（家庭系）が平成23年度 144 トンに対して令和2年度 257 トンと、約 78%の大幅な増加となりました。事業系は平成23年度の総排出量 1,872 トンに対して、令和2年度はコロナ禍の影響もあり 1,638 トン、約 13%の減少となっています。

集団回収は年々減少の傾向にありますが、特に令和2年度はコロナ禍で実施回数が減少したこともあり、平成23年度 462 トンに対して令和2年度 124 トンと、約 73%の減少となりました。

1人1日当たりの総排出量は、平成23年度 981 グラムに対して令和2年度 929 グラムと、約 5%減少しました。

【表 1-2-2 ごみ、資源物排出量の推移】

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人口(各年10/1) (人)	15,598	15,440	15,085	14,951	14,871	14,647	14,532	14,470	14,310	14,110
町収集 (t/年)	3,124	3,118	3,039	3,016	2,985	2,814	2,707	2,702	2,723	2,764
直接搬入 (t/年)	144	160	153	192	224	204	214	239	258	257
事業系 (t/年)	1,872	1,924	1,907	1,901	1,850	1,771	1,777	1,809	1,813	1,638
集団回収 (t/年)	462	452	391	383	330	285	253	204	183	124
総排出量 (t/年)	5,602	5,654	5,490	5,492	5,389	5,074	4,951	4,954	4,976	4,782
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	981	1,003	997	1,006	990	949	933	938	950	929



【表 1-2-3 ごみ、資源物別排出量の実績明細】

区分 \ 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人 口(各年10月1日) (人)		15,598	15,440	15,085	14,951	14,871	14,647	14,532	14,470	14,310	14,110
世 帯 数 (世帯)		5,853	5,868	6,020	6,028	6,075	6,088	6,116	6,175	6,231	6,215
町	年間収集量 (t/年)	3,124	3,118	3,039	3,016	2,985	2,814	2,707	2,702	2,723	2,764
	可燃ごみ (t/年)	2,489	2,493	2,423	2,433	2,425	2,322	2,254	2,256	2,273	2,269
	不燃ごみ (t/年)	95	106	112	107	111	101	107	117	118	133
	資源ごみ (t/年)	528	507	492	463	435	378	332	313	310	336
	びん類 (t/年)	103	96	92	88	88	81	78	76	73	72
	ペットボトル (t/年)	10	11	11	9	9	9	7	9	8	8
	その他プラ (t/年)	82	81	83	80	78	74	73	70	69	65
	その他紙 (t/年)	43	42	41	4	0	0	0	0	0	0
	缶類 (t/年)	25	23	22	18	16	16	15	14	14	14
	紙パック (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ダンボール (t/年)	49	41	38	41	39	33	22	21	24	29
	新聞 (t/年)	69	72	69	60	57	46	35	28	29	30
	雑誌・チラシ (t/年)	143	138	132	158	145	117	100	92	90	92
	布類 (t/年)	1	2	2	2	2	1	1	1	2	4
	小型家電 (t/年)				8	11	11	11	16	15	20
	乾電池・鏡等 (t/年)	5	4	4	4	4	4	4	4	5	5
	蛍光灯 (t/年)	2	2	2	2	2	2	3	2	1	3
	粗大ごみ (t/年)	5	6	6	7	8	8	7	11	16	18
直接搬入ごみ	年間量 (t/年)	144	160	153	192	224	204	214	239	258	257
	可燃ごみ (t/年)	126	130	123	138	150	138	146	164	183	186
	不燃ごみ (t/年)	6	9	9	13	20	16	18	23	21	23
	資源ごみ (t/年)	12	20	21	41	54	50	50	52	54	49
事業系ごみ	年間量 (t/年)	1,872	1,924	1,907	1,901	1,850	1,771	1,777	1,809	1,813	1,638
	可燃ごみ (t/年)	1,845	1,902	1,886	1,873	1,821	1,745	1,755	1,781	1,779	1,605
	不燃ごみ (t/年)	19	13	13	20	20	20	17	23	29	27
	資源ごみ (t/年)	9	9	8	8	9	6	5	5	5	6
集団回収	年間量 (t/年)	462	452	391	383	330	285	253	204	183	124
	アルミ (t/年)	9	8	8	9	6	6	6	5	6	4
	紙パック (t/年)	5	7	3	4	3	3	3	3	3	2
	ダンボール (t/年)	87	83	71	73	65	55	53	41	37	30
	新聞 (t/年)	130	129	112	109	96	87	77	61	52	33
	雑誌・チラシ (t/年)	217	212	186	178	152	127	109	90	81	51
	布類 (t/年)	8	8	6	7	6	4	4	2	3	2
	びん (t/年)	7	5	5	4	3	3	3	2	2	1
総 計 (t/年)		5,602	5,654	5,490	5,492	5,389	5,074	4,951	4,954	4,976	4,782

※人口及び世帯数は長野県発表の毎月人口異動調査による
※表中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある

【1人1日当たり排出量の推移】

排 出 量 (g/人・日)	981	1,003	997	1,006	990	949	933	938	950	929
---------------	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 可燃ごみ

ごみの広域処理のため、昭和43年に葛尾組合焼却施設が稼働しました。昭和54年に新炉の竣工、平成18年にはダイオキシン類対策工事を経て現在に至ります。

坂城町分の処理量は、昭和44年度の567トンに対して令和2年度は4,060トンで、約7倍の量となっています。

町では、平成6年11月から可燃ごみの指定袋制を導入し、導入後の平成7年度の可燃ごみは3,578トンで、平成5年度に対して約20%の減量となりました。

その後、平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、平成15年4月からプラスチック製容器包装、及び紙製容器包装の分別収集を開始し、平成15年度の可燃ごみ排出量は5,326トン、前年度比約6%の減量となりました。

また、平成13年4月の廃棄物処理法の改正に伴う一部の除外規定を除く野焼きの禁止、平成14年12月から家庭用焼却炉に構造基準が適用され、事実上家庭用焼却炉の使用が不可となったことから可燃ごみが増加しましたが、資源物の分別収集推進等の結果、平成17年度をピークに5年連続で減少、その後横ばい傾向となりました。

平成22年4月からは家庭系指定袋（可燃・不燃）1枚につき20円の手数料を導入し、排出量が大きく減少しましたが、その後増減を繰り返して推移しています。

家庭系可燃ごみ1人1日当たりの排出量の推移をみると、平成23年度458グラムに対して令和2年度477グラムと、約4%の増加となっており、更なる家庭系可燃ごみの減量化・資源化を推進する必要があります。【表1-2-5】

資源化への施策としては、平成22年度に月に1回でスタートした資源物のサンデーリサイクルを、平成26年度には月2回に増設し、平日に排出できない方の排出機会の充実を図ったほか、紙類の分別簡略化を実施しました。また、平成30年度から紙類のリサイクルボックスを設置、令和2年度には古着も布類として回収するよう、収集範囲を拡大しました。

可燃ごみの約2割を占める生ごみの減量、堆肥としての有効利用を図るため、購入費用の補助による、生ごみ処理機や堆肥化容器等の普及促進を図っています。

コロナ禍でプラスチック製容器包装の使用が増えますが、可燃ごみにせず、リサイクルするよう啓発することが重要です。

また、事業系可燃ごみは平成24年度をピークに、平成25年度から減少傾向となっています。景気など事業活動の影響を受けるものでありますが、更に啓発等を進め、事業系可燃ごみの減少を図ることが必要です。

【表 1-2-4 可燃ごみ総排出量の推移】

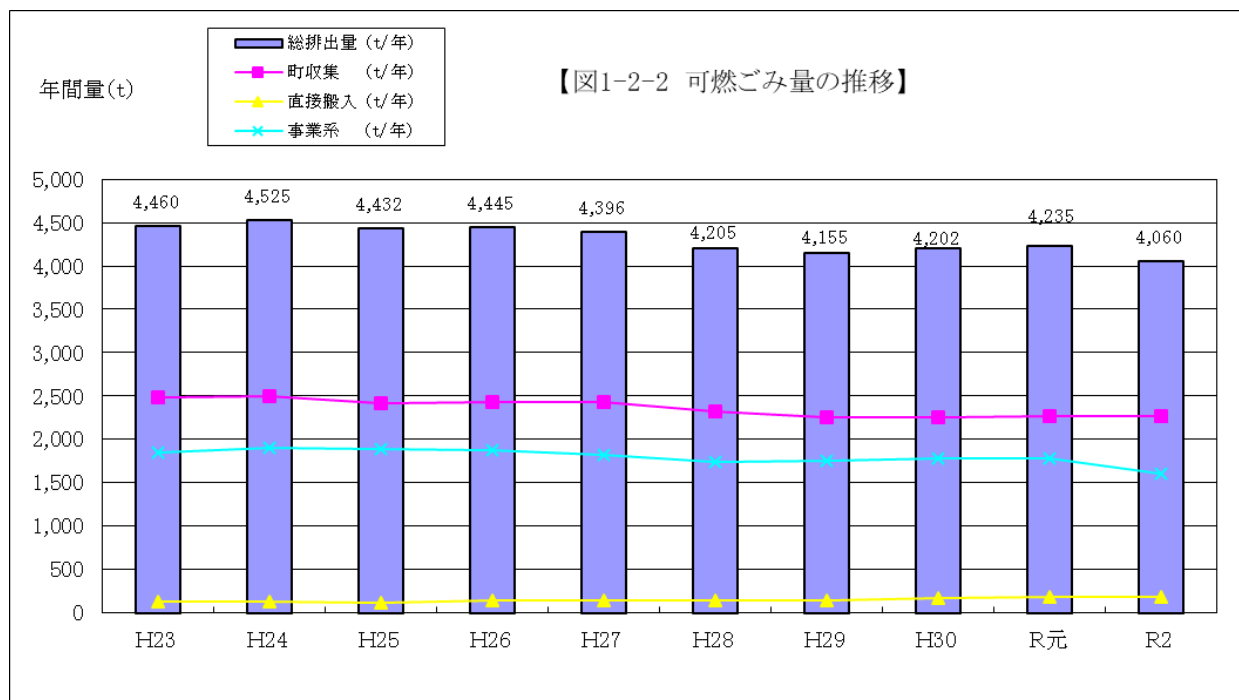
(t /年)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人 口 (人) (各年 10 月 1 日)	15,598	15,440	15,085	14,951	14,871	14,647	14,532	14,470	14,310	14,110
町収集	2,489	2,493	2,423	2,434	2,425	2,322	2,254	2,256	2,273	2,269
直接搬入	126	130	123	138	150	138	146	164	183	186
家庭系小計(A)	2,615	2,623	2,546	2,572	2,575	2,460	2,400	2,420	2,456	2,455
事業系 (B)	1,845	1,902	1,886	1,873	1,821	1,745	1,755	1,781	1,779	1,605
総排出量(A+B)	4,460	4,525	4,432	4,445	4,396	4,205	4,155	4,202	4,235	4,060

※人口は長野県発表の毎月人口異動調査による

※家庭系可燃ごみは、町収集可燃ごみと直接搬入可燃ごみの合算

※直接搬入ごみのうち事業系については事業系ごみとして計上



【表 1-2-5 家庭系可燃ごみ 1 人 1 日 当たり排出量の推移】

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
家庭系可燃ごみ 1 人 1 日 当たり排出量 (g/人・日)	458	465	462	471	473	460	452	458	469	477

(3) 不燃ごみ

昭和46年8月、葛尾組合不燃ごみ等処理施設（上山田）が稼働しました。昭和47年度の処理量124トンに対して、過去最高であった平成8年度は300トンで、240%の増加となりました。町では、平成8年10月からびん・缶の分別収集を開始するとともに、燃えないごみ指定袋を導入し、更に平成22年4月からごみ処理手数料の有料化を実施しました。結果、平成22年度の不燃ごみは109トンで、過去最高であった平成8年度比36%、前年度比においても約26%の減少となりました。

平成27年度には雪害等の関係もあり151トンと、大きく増加しました。平成28年度は平成26年度と同水準に戻ったものの、以降も増加傾向となっています。

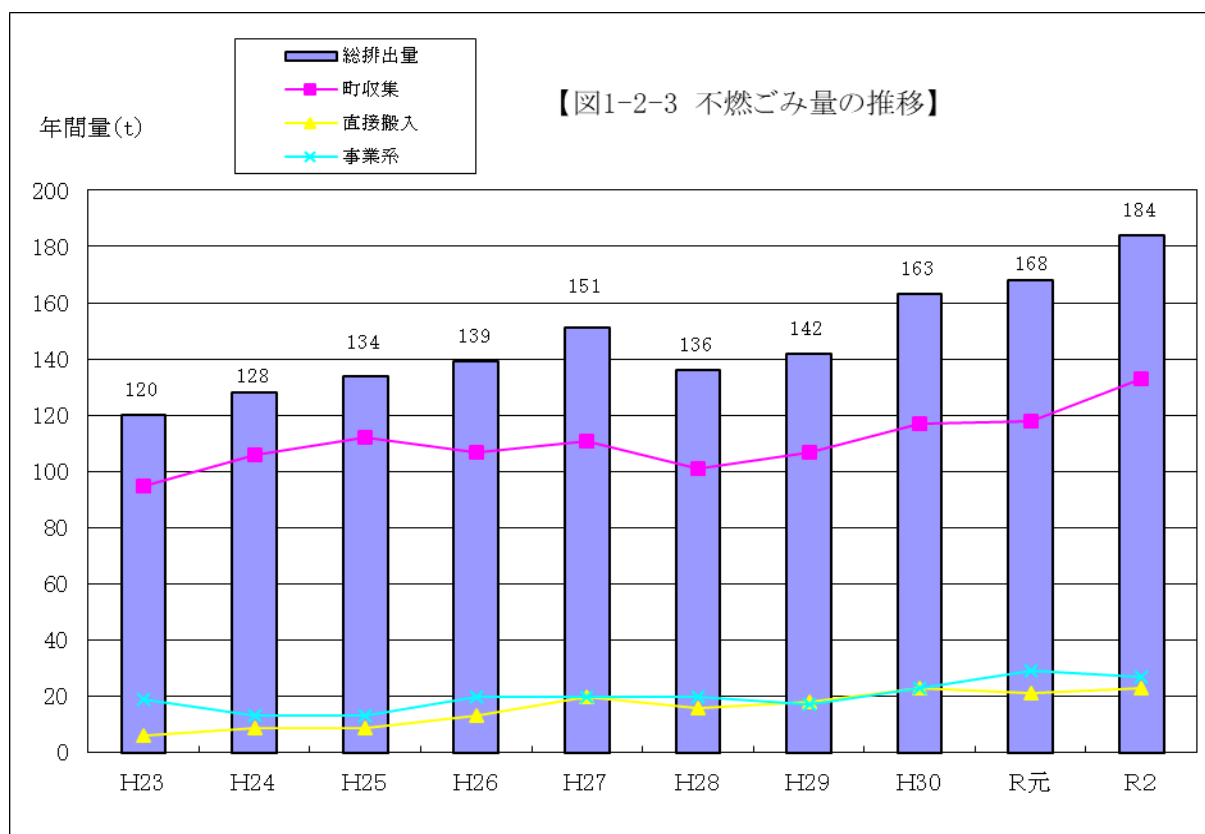
今後、なお一層のびん・缶等の資源の分別を徹底していく必要があります。

【表1-2-6 不燃ごみ量の推移】

(t/年)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
町収集	95	106	112	107	111	101	107	117	118	133
直接搬入	6	9	9	13	20	16	18	23	21	23
事業系	19	13	13	20	20	20	17	23	29	27
総排出量	120	128	134	139	151	136	142	163	168	184

※直接搬入ごみのうち事業系については事業系ごみとして計上



(4) 資源物

坂城町では、平成3年4月から新聞紙、雑誌、ダンボールの分別収集を開始しました。また、PTAや育成会等による新聞紙等の集団回収は以前から行われていましたが、平成3年度から集団回収奨励金制度を創設したことで、団体の集団回収意欲が向上しました。令和2年度は新型コロナの影響により実施回数が少なく、回収量が大きく減少しました。

平成8年10月からは不燃ごみとして一括収集していた空きびんや空き缶の分別回収を開始しました。缶は飲料容器を中心にペットボトルへの転換が進み、近年の回収量は減少傾向にあります。

平成9年4月から分別回収を開始したペットボトルは、利便性などが消費者に受け入れられ排出量が増加しましたが、ここ数年の回収量は減少傾向にあります。

平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行により、平成15年4月からプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別回収を開始しました。回収時の立会い等町民の皆さんのご協力のもと、坂城町・千曲市のプラスチック製容器包装は、再商品化にあたって、(公財)日本容器包装リサイクル協会から高い評価を得ています。

また、平成26年度には紙容器包装と雑紙を統合し分別の簡略化を実施したほか、平成30年度には紙類のリサイクルボックスを設置しました。

使用済小型家電についても大切な資源として捉え、平成26年度から町内4箇所に回収ボックスを設置するとともに、サンデーリサイクルに合わせた回収を実施し、回収量は年々増えています。

布類については、令和2年度から古着も布類として回収するよう範囲を拡大した結果、回収量が大きく増加しました。

しかし、葛尾組合のごみ焼却施設や不燃ごみ等処理施設に搬入されるごみの中には、分別できる資源物の混入が相当量見受けられます。また千曲市と比べても、ペットボトルやプラスチック製容器包装、紙類の一人当たりの排出量は少ないのが現状です。これら資源物がごみに混入されないよう、更に分別を徹底することが課題です。

また、コロナ禍でプラスチック製容器包装の使用機会が増えていますが、可能な限り排出を抑制すること、使用後は可燃ごみにせず、リサイクルすることが重要です。

そのほか、町内においても小売店による店頭での資源物回収が実施されており、事業者による排出責任と資源循環促進として、回収量の増加が期待されます。

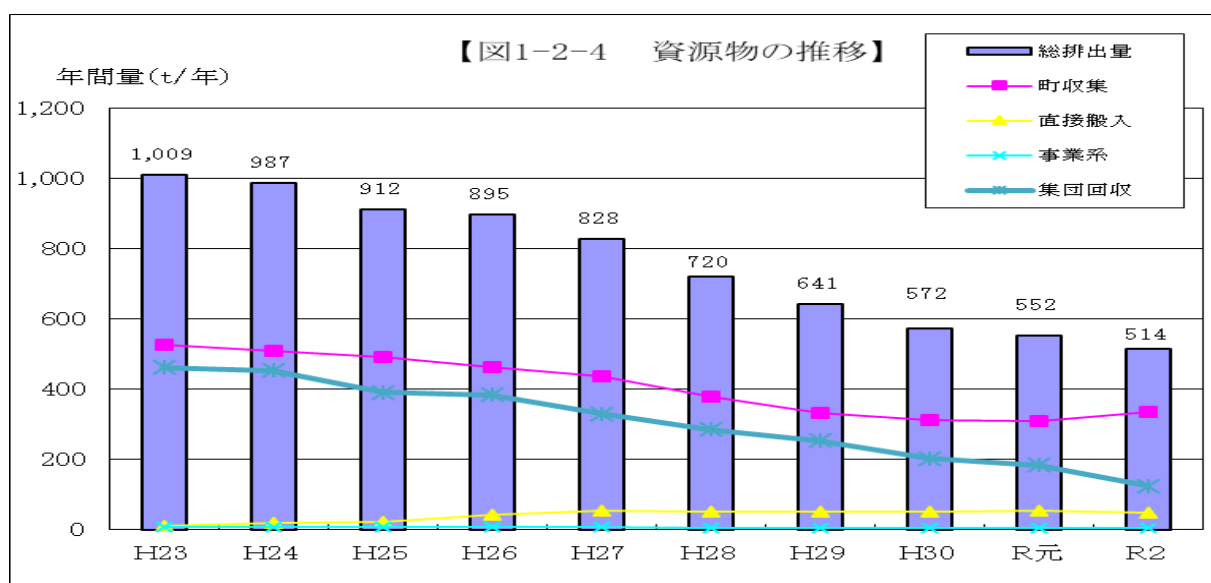
【表 1-2-7 収集方法別資源物回収量の推移】

(t/年)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
町収集	527	507	492	463	435	378	332	313	310	336
直接搬入	11	20	21	41	54	50	50	52	54	49
事業系	9	8	8	8	9	6	5	5	5	6
集団回収	462	452	391	383	330	285	253	204	183	124
総排出量	1,009	987	912	895	828	720	641	572	552	514

※直接搬入ごみのうち事業系については事業系ごみとして計上

※表中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある



【表 1-2-8 種類別資源物回収量の推移】

(t/年)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
びん類	110	101	97	92	91	84	79	78	75	76
缶類	34	31	30	27	22	22	21	19	21	18
紙類	722	712	641	673	619	526	455	393	375	311
布類	8	9	8	9	8	5	5	4	5	13
ペットボトル	10	11	11	10	9	9	7	9	8	8
その他プラ	82	81	83	80	79	74	73	70	69	68
その他紙	43	42	42	4	0	0	0	0	0	0
小型家電	0	0	0	8	11	11	11	16	15	20
合 計	1,009	987	912	895	828	720	641	572	552	514

※表中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある

（５）粗大ごみ・有害ごみ

昭和 63 年度から粗大ごみの収集を開始し、平成 17 年度をピークに減少傾向にありましたが、令和 2 年度はコロナ禍の外出控えで家の片付けをする方が増え、粗大ごみの排出量が増加しました。

また、水銀などの有害物質を含んでいる有害ごみの処理については、乾電池は昭和 57 年 7 月から収集を開始しました。従来不燃ごみとして処理していた蛍光灯については平成 15 年 4 月から分別収集を開始し、平成 16 年 4 月からはそれぞれ収集所に専用のコンテナを置き、水銀による大気や土壌汚染の防止と、リサイクルに努めています。特に水銀含有廃棄物については、国際法上等の動きを注視し、継続的な処理ができるシステムを引き続き進める必要があります。

家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（乾燥機）・エアコン）については、平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行により、町民は小売店に、小売店は製造メーカーに引渡し、新しい製品の原材料として活用するというリサイクルの仕組みとなりました。町では、これら家電 4 品が適正に引き取り・再資源化されるよう、粗大ごみの収集日にあわせて町民が排出できる仕組みを継続しています。

しかし、山間部等においては現在も家電品などの不法投棄が見受けられます。今後更に、ルール周知徹底を図り、地域住民や警察との連携、不法投棄監視員や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化をする必要があります。

「パソコンリサイクル」については、平成 15 年 10 月から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルに関する仕組みが開始されました。パソコンは「小型家電リサイクル法」においても回収されているため、排出の際に町民が戸惑うことのないよう、情報提供する必要があります。

【表 1-2-9 粗大ごみ量の推移】

(t/年)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
粗大ごみ	5	6	6	7	8	8	7	11	16	18

(6) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業者から排出されるごみは、基本的には許可業者による収集、もしくは処理施設へ自己搬入となっています。

事業系可燃ごみの排出量は平成19年度から3年連続で減少しましたが、平成22年度から平成24年度まで増加に転じました。その後減少傾向で推移し、特に令和2年度はコロナ禍の影響で大きく減少しました。

不燃ごみに関しては、平成23年度から増減を繰り返して推移し、平成30年から増加傾向でしたが、令和2年度は減少となりました。

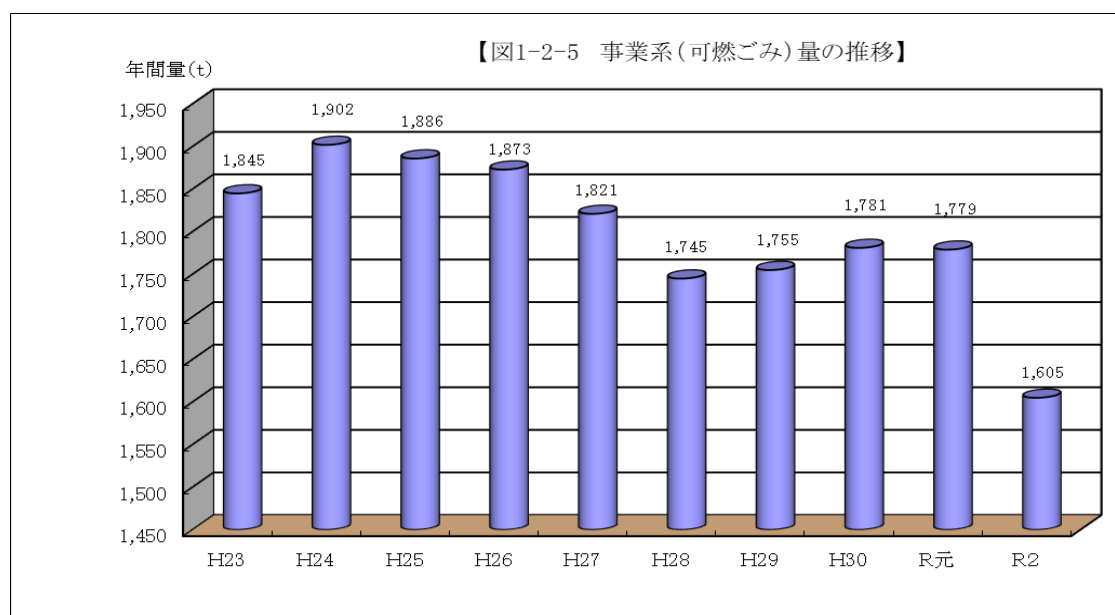
資源物は、平成23年度9トンに対して令和2年度は6トンと、34%の減少となっています。

事業系ごみは景気の動向に大きな影響を受けますが、今後更に、「事業系ごみの排出責任は事業者であること」を基本として、排出抑制や分別排出に取り組む必要があります。

【表 1-2-10 事業系ごみ排出量の推移】

(t/年)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
可燃ごみ	1,845	1,902	1,886	1,873	1,821	1,745	1,755	1,781	1,779	1,605
不燃ごみ	19	13	13	20	20	20	17	23	29	27
資源物	9	9	8	8	9	6	5	5	5	6
合 計	1,872	1,924	1,907	1,901	1,850	1,771	1,777	1,809	1,813	1,638



5. 可燃ごみの質の現状

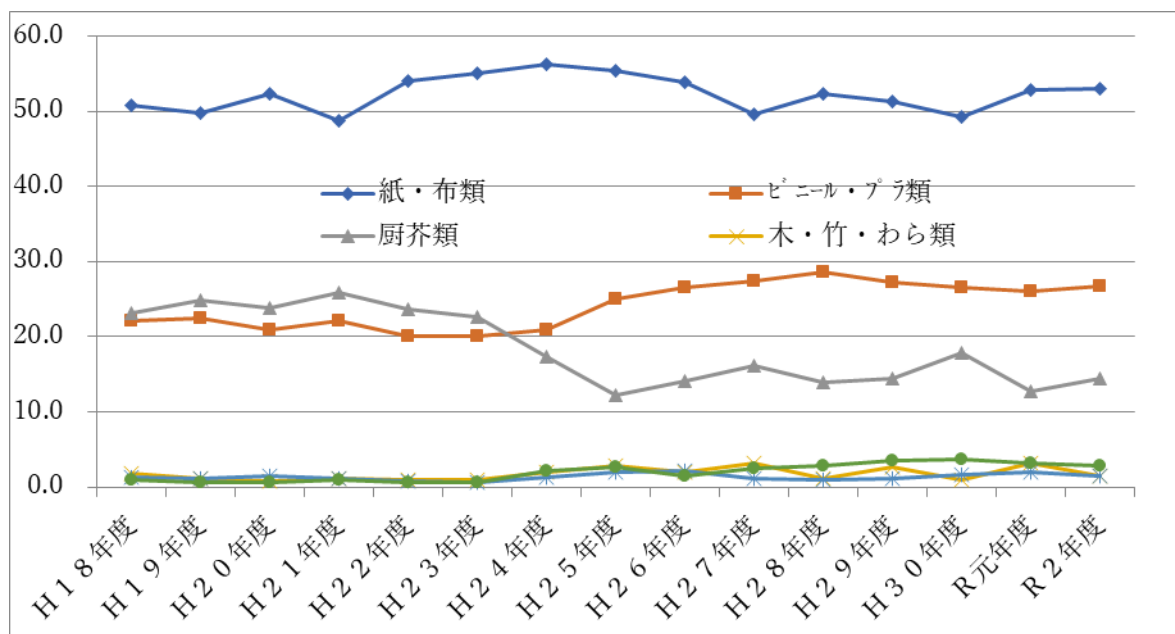
葛尾組合焼却施設での可燃ごみのごみ質は、重量比で紙・布類が最も多く、次いで厨芥類、ビニール・プラスチック類となっています。構成比で紙・布類は約半分を占めており、これら3類の資源化を一層推進する必要があります。

発熱量については、平成8年度は2,132kcal/kgでしたが、平成27年度は2,316kcal/kg、令和2年度は2,206kcal/kg、となっています。一般的に紙・プラスチックが多い場合には発熱量が高くなるといわれ、その傾向を発熱量から裏付ける形となっています。

多様化するごみ質への対応として、焼却時にダイオキシン類を規制基準（1ナノグラム）以下にすることが急務でしたが、平成13年6月にバグフィルターの設置、焼却方法の改善などによりダイオキシン類対策を完了しています。令和2年度に実施した排ガス中のダイオキシン類の検査結果では、1号炉においては0.0038ナノグラム、2号炉においては0.010ナノグラムと、規制基準値1ナノグラムに対して大きく下回る数値で維持管理されています。

【図 1-2-6 可燃ごみの質の推移】

(%)



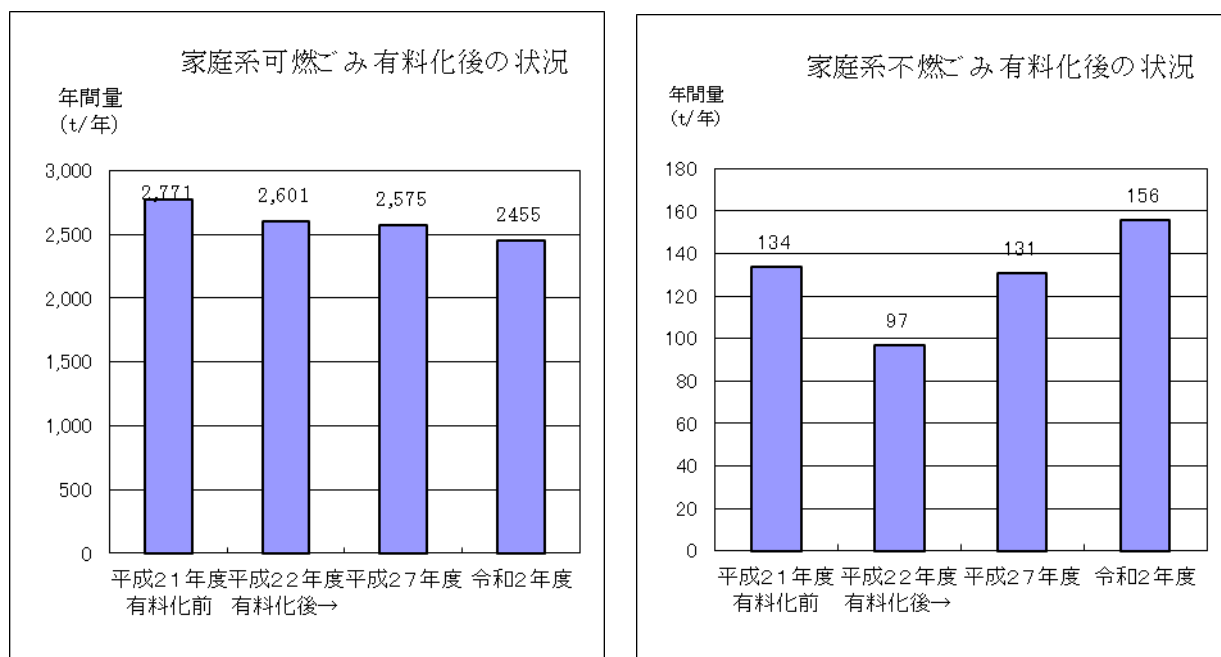
6. ごみ減量化、資源化施策の状況

(1) 減量化の状況

○ごみ指定袋の有料化

町では、家庭系ごみの抑制対策として平成6年11月から可燃ごみの指定袋を、平成8年10月からは不燃ごみ指定袋を導入しました。また、平成22年4月からはごみ処理手数料の有料化を実施しました。その後5年ごとの排出量をみると、可燃物は微減、不燃物は増加傾向となっています。

【図 1-2-7 処理手数料有料化後の状況】



(2) 資源化等への助成・支援

①資源物回収奨励金

PTA 等各種団体が回収した新聞・雑誌・ダンボールなどの資源物の量に応じて奨励金を交付しています。(びんは50本単位で50円、その他1kg当たり2円)

回収量は平成18年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成22年度のごみ処理手数料有料化開始時には増加しました。平成23年度以降は、民間店舗の資源物回収の普及などから減少傾向となっています。

【表 1-2-11 集団回収実績】

(t/年)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
集団回収量	462	452	391	383	330	285	253	204	183	124

②一般廃棄物収集所設置補助金

ごみ収集所は、区役員をはじめとする区民の協力により、衛生的に利用されています。収集所の一層の環境整備や資源回収の促進をするため、区等が収集所の設置及び修繕に要する費用について、平成21年度までは2分の1以内、限度額10万円の補助を行なっていましたが、平成22年度からは、費用の3分の2以内、限度額15万円の補助を行っています。

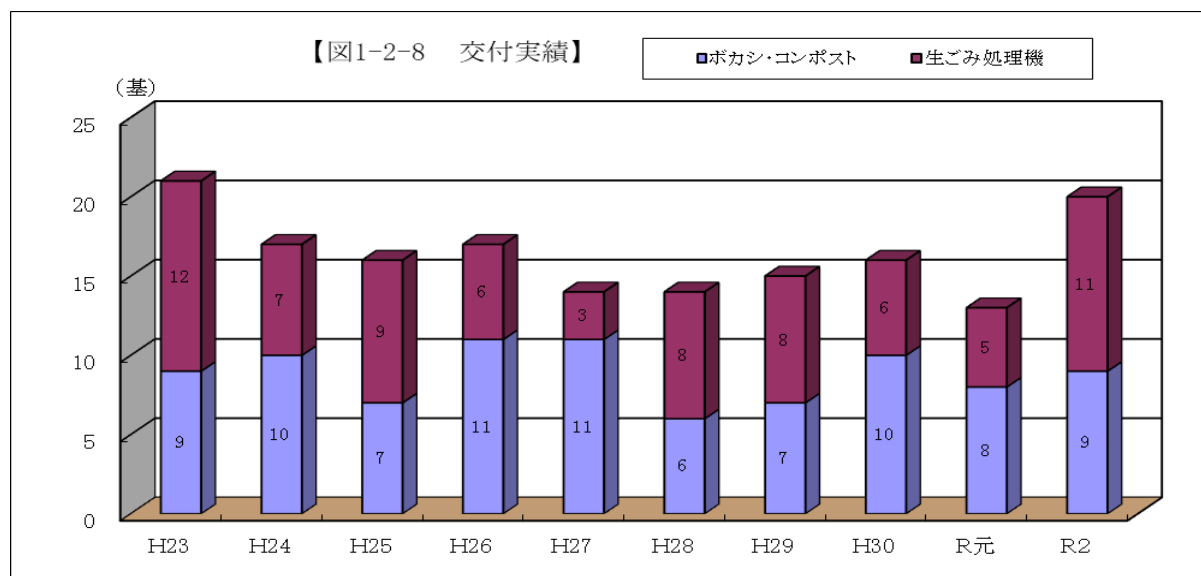
③生ごみ処理機及び堆肥化容器等購入補助金

一般家庭から排出される生ごみを、排出者自らが堆肥化等することによってごみの減量化と資源化を図るため、平成5年度から一般家庭で生ごみ処理機等を購入する費用に対して購入費用の2分の1以内で補助を行っています。当初の補助限度額は1万円でしたが、平成12年度から2万円、平成22年度からはごみ処理手数料有料化に伴い、4万円に増額しました。平成29年度からは5万円に増額して普及に努め、令和2年度は前年度に対して約54%増加、20基に対して補助を行いました。

【表 1-2-12 生ごみ処理機等購入補助金交付実績】

(基)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
ボカシ・コンポスト	9	10	7	11	11	6	7	10	8	9
生ごみ処理機	12	7	9	6	3	8	8	6	5	11
計	21	17	16	17	14	14	15	16	13	20



(3) 適正処理の状況

①家庭用焼却炉の回収費用の一部補助

平成14年12月からの野焼きの禁止に伴い、家庭用焼却炉にも800℃以上で燃焼させるなどの構造基準が適用され、家庭での簡易焼却は事実上できなくなりました。

これに伴い使用できなくなった家庭用焼却炉の回収に係る費用補助を、費用の3分の1、限度額1,500円として、平成15年度から平成16年度にかけて実施しました。

今後も、野焼きの禁止に関する啓発を推進する必要があります。

②不法投棄対策

不法投棄防止のため、不法投棄禁止を呼びかける看板の設置や職員によるパトロールを実施してきましたが、減少がみられないことから平成12年度から定期的な不法投棄防止パトロールや投棄物の回収及び啓発看板の設置を実施しています。

また毎年4月には千曲川クリーンキャンペーン、6月には環境月間に合わせた取り組みを実施し、多くの町民・各種団体・企業等のボランティアによる参加によって不法投棄ごみの回収を実施しています。自治区による環境浄化事業、企業等の自主的な清掃活動も行われており、環境保全への関心が高まっています。

7. ごみ、資源物処理費の推移

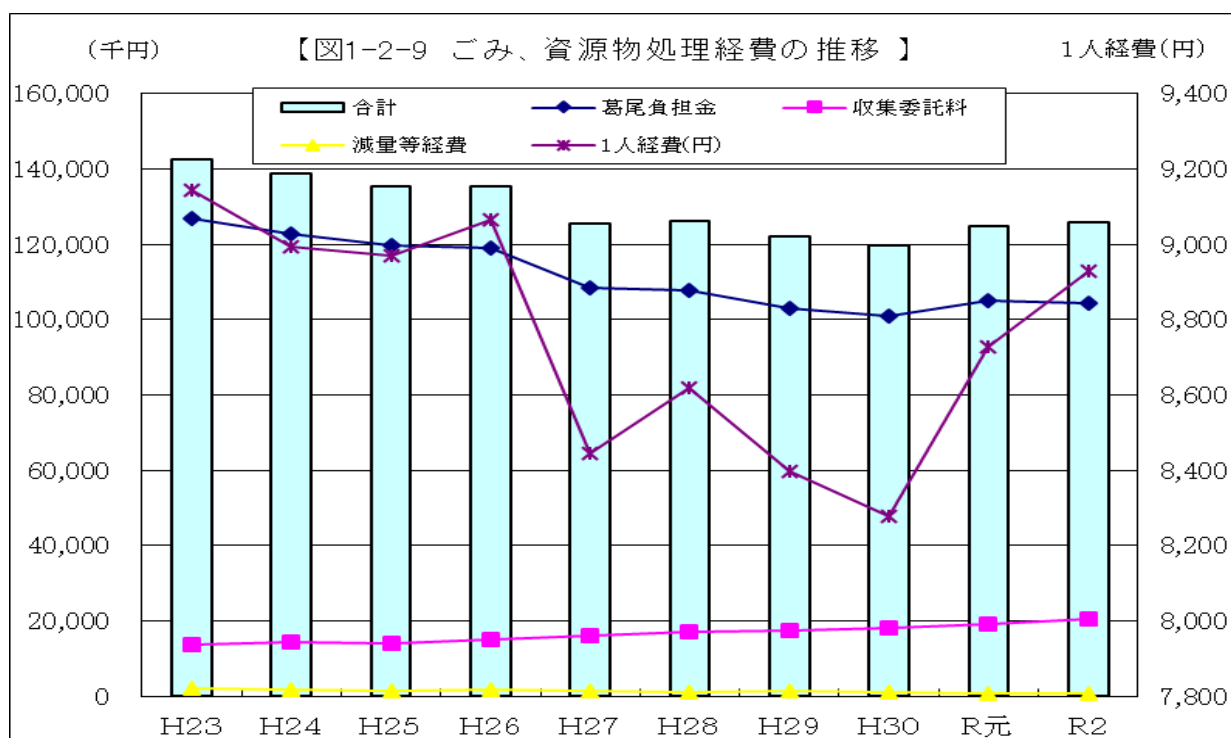
令和2年度のごみ、資源物の処理に要した経費は125,973千円で平成27年度に対して約0.3%の増加となりました。また、町民1人あたりでは、約503円増加し、8,928円となっています。

今後は、長野広域連合による「(仮称) B焼却施設」に係る費用も必要となります。ごみ処理の適正処理を果たすうえでは必要な経費ですので、効率的な収集や施設運営に努めるとともに、町民・事業者処理費用の適正な負担を求めていく必要があります。

【表1-2-13 ごみ、資源物処理経費の推移】

区分 年度	葛尾負担金 (千円)	収集委託料 (千円)	減量等経費 (千円)	合 計 (千円)	1人経費 (円)	1kg経費 (円)
H23年	126,690	13,797	2,110	142,597	9,160	38
H24年	122,654	14,375	1,824	138,853	8,993	37
H25年	119,819	13,968	1,526	135,313	8,953	38
H26年	118,940	14,883	1,577	135,400	9,056	38
H27年	108,273	16,011	1,294	125,578	8,425	35
H28年	107,885	17,198	1,126	126,209	8,617	38
H29年	103,151	17,572	1,318	122,041	8,398	38
H30年	100,878	17,930	950	119,758	8,276	38
R元年	105,105	19,015	763	124,883	8,727	39
R2年	104,488	20,618	867	125,973	8,928	40

※ 減量化等経費は、資源物回収奨励金・分別収集交付金・生ごみ減量化容器等設置補助金・収集所設置補助金等が含まれる。



第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

坂城町第6次長期総合計画において、持続可能な社会実現のため、地球規模の問題かつ身近な問題である廃棄物の適正処理と、3Rの推進をはじめとした環境負荷低減のための取り組みを推進し、循環型社会の形成を目指すとししました。

そこで、一般廃棄物処理基本計画の基本理念を、以下のように定めます。

～ 循環型社会の形成 ～

ひとりから地域、地域から地球に つながる3Rで循環型社会を目指す

第2節 基本方針

ごみの減量化とリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進するため、循環型社会の形成を目指す機運を高めるとともに、資源循環を促進する処理体制の整備に努めます。

1. 啓発活動の推進

ごみ処理は、排出者それぞれが3Rを実施することが最も重要なことから、こうした視点に基づいて、減量化と再資源化の啓発活動を推進します。

2. 環境に配慮した消費の推進

地産地消などを含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）についての理解の浸透を図り、商品・サービスを選択する段階から環境への負荷低減を意識した消費行動を促し、資源の有効活用やごみの減量を図ります。

3. ごみ処理

(1) ごみの減量化・再資源化の促進

住民、事業者、行政がそれぞれ主体となって、ごみの減量化と分別の徹底による再資源化を促進します。

(2) ごみの分別、排出ルール徹底

排出の拠点となるごみ収集所と資源物収集所の整備、資源物・ごみの出し方・分け方パンフレットの活用などにより、適正な分別排出を推進します。

(3) 資源回収機会の確保

リサイクルボックスの設置やサンデーリサイクルにより、資源として回収する機会の確保を図ります。

(4) 生ごみの減量化、資源化の促進

生ごみ処理機などの購入費補助や、段ボールコンポストを使ってのたい肥化普及活動などにより、家庭系可燃ごみに多く含まれる生ごみの減量化、資源化を推進します。

第4章 将来予測

第1節 人口の予測

将来のごみ・資源物の排出量を予測するためには、計画期間における人口を予測する必要があります。本町の人口は減少傾向にあり、平成23年は15,598人でしたが、令和2年は14,110人と約9.5%減少しました。

本計画では、令和22年度の人口を13,000人に維持することを目標とする坂城町人口ビジョンを参考に、本計画策定のため、下記のとおり人口を予測します。

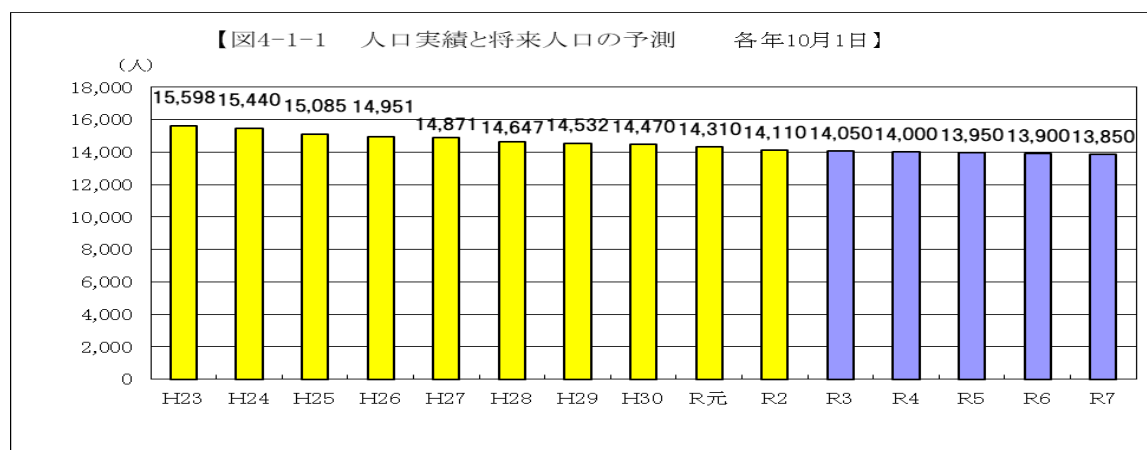
【表4-1-1 人口実績と将来人口の予測 各年10月1日】

(人)

H23 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H元 実績	R2 実績	R3 予測	R4 予測	R5 予測	R6 予測	R7 予測
15,598	14,647	14,532	14,470	14,310	14,110	14,050	14,000	13,950	13,900	13,850

※令和2年度までの人口は長野県発表の毎月人口異動調査による

※令和3年度以降の人口は住民環境課推計による



第2節 ごみ、資源物の排出量の予測

平成30年度から令和2年度の排出量の実績データと人口予測をもとに、現在の減量化・資源化施策を継続した場合の将来のごみ・資源物の排出量を予測しました。

それによると、令和7年度の総排出量は、平成30年度に対して約6.7%減少の4,621トン、1人1日当たりの排出量は、平成30年度に対して約2.6%減少の914gとなります。

【表 4-2-1 将来総排出量と1人1日当り排出量の予測】

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	4R	R5	R6	R7
総排出量 (t/年)	4,954	4,976	4,782	4,750	4,717	4,695	4,650	4,621
1人1日当たり排出量(g/人・日)	938	950	929	926	923	920	917	914

令和3年度から令和7年度までの各収集区分別排出量の予測は、【表 4-2-2】のとおり、ごみ、資源物別排出量の予測明細は【表 4-2-3】のとおりです。

【表 4-2-2 ごみ、資源物の収集区分別排出量の予測】 (t/年)

区分 \ 年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
町 収 集	可燃ごみ	2,256	2,273	2,269	2,194	2,179	2,170	2,149	2,135
	不燃ごみ	117	118	133	119	118	117	116	116
	資源物	313	310	336	310	307	306	303	301
	有害・粗大	17	22	26	21	21	20	20	20
直 搬	可燃ごみ	164	183	186	172	171	170	168	167
	不燃ごみ	23	21	23	22	21	21	21	21
	資源物	52	54	49	50	50	49	49	49
事 業 系	可燃ごみ	1,781	1,779	1,605	1,667	1,656	1,649	1,633	1,622
	不燃ごみ	23	29	27	25	25	25	25	25
	資源物	5	5	6	5	5	5	5	5
集団回収		204	183	124	165	164	163	161	160
合 計		4,954	4,976	4,782	4,750	4,717	4,695	4,650	4,621

※表中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある

【表 4-2-3 ごみ、資源物別排出量の予測明細】

区分 \ 年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口(各年10月1日) (人)		14,470	14,310	14,110	14,050	14,000	13,950	13,900	13,850
町 集 み	年間収集量 (t/年)	2,702	2,723	2,764	2,644	2,625	2,613	2,588	2,572
	可燃ごみ (t/年)	2,256	2,273	2,269	2,194	2,179	2,170	2,149	2,135
	不燃ごみ (t/年)	117	118	133	119	118	117	116	116
	資源ごみ (t/年)	313	310	336	310	307	306	303	301
	びん類 (t/年)	76	73	72	68	66	66	64	63
	ペットボトル (t/年)	9	8	8	8	8	7	7	6
	その他プラ (t/年)	70	69	65	63	63	63	63	63
	缶類 (t/年)	14	14	14	14	14	14	14	14
	紙類 (t/年)	143	144	153	139	138	138	137	137
	布類 (t/年)	1	2	4	3	3	3	3	3
	小型家電 (t/年)	16	15	20	15	15	15	15	15
	その他 蛍光管・乾電池 (t/年)	6	6	8	5	5	4	4	4
	粗大ごみ (t/年)	11	16	18	16	16	16	16	16
直接 搬入 ごみ	年間量 (t/年)	239	258	258	244	242	240	238	237
	可燃ごみ (t/年)	164	183	186	172	171	170	168	167
	不燃ごみ (t/年)	23	21	23	22	21	21	21	21
	資源ごみ (t/年)	52	54	49	50	50	49	49	49
事業 ごみ	年間量 (t/年)	1,809	1,813	1,638	1,697	1,686	1,679	1,663	1,652
	可燃ごみ (t/年)	1,781	1,779	1,605	1,667	1,656	1,649	1,633	1,622
	不燃ごみ (t/年)	23	29	27	25	25	25	25	25
	資源ごみ (t/年)	5	5	6	5	5	5	5	5
集 団 回 収	年間量 (t/年)	204	183	124	165	164	163	161	160
	アルミ (t/年)	5	6	4	5	5	5	5	5
	紙類 (t/年)	195	173	116	156	155	154	152	151
	布類 (t/年)	2	3	2	2	2	2	2	2
	びん (t/年)	2	2	1	2	2	2	2	2
総 計 (t/年)		4,954	4,976	4,784	4,750	4,717	4,695	4,650	4,621
1人1日当たり排出量(g/人・日)		938	950	929	926	923	920	917	914

※表中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある

第5章 減量化目標と具体的方策

第1節 減量化目標値の設定

令和元年度実績によれば、長野県は1人1日当たりのごみの排出量少なさランキング、6年連続第1位となりました。一方、坂城町は、県内では多いほうから13位と、他市町村に比べ一人当たりのごみの排出量が多い状況です。

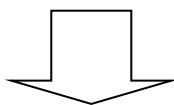
平成23年2月に示された長野広域連合による「新ごみ処理広域化基本計画」において、ごみ減量化目標値は各市町村の一般廃棄物処理基本計画でそれぞれ示すとされたことに基づき、前期の町基本計画から、町独自の減量目標を定めました。

本計画においても、令和2年度を基準年度とし、将来ごみ排出量の予測や各種施策等を踏まえ、目標年次である令和7年度における目標値を設定します。

目標区分は、総排出量とするよりも、1人ひとりの努力が表れやすい「家庭系可燃ごみ」と「事業系可燃ごみ」について減量目標を定め、計画で定める各種施策を推進していきます。

令和2年度実績に対する令和7年度のごみ減量目標

家庭系可燃ごみ	10%削減
事業系可燃ごみ	10%削減



令和2年度実績に対する令和7年度のごみ減量目標

項目 \ 年度	令和2年度	令和7年度	削減量
家庭系可燃ごみ (t/年)	2,455	2,210	△245
事業系可燃ごみ (t/年)	1,605	1,444	△161

※家庭系可燃ごみは、町収集と、直接搬入のうち家庭系可燃ごみの合算

第2節 減量化のための具体的な方策

減量化の具体的な方策として次の取組みを行います。

1. 住民の取組み（家庭系ごみの排出抑制、再資源化）

- ・ 分別ルールに従い、ごみや資源物の適正排出に努め、再資源化を促進する。
- ・ ごみ問題や環境問題は自分自身の問題であることを認識し、排出者としての責任と役割を自覚し、「ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の3Rを意識し行動する。
- ・ 「可燃ごみ減量チャレンジ 1人1日10g」を実践する。
- ・ グリーン購入法に適合したエコマーク商品や簡易包装商品の購入等、商品・サービスを選択する段階から、人や社会、環境に配慮したエシカル消費（倫理的消費）を意識し、資源の有効利用やごみの削減を図る。
- ・ マイバッグ、マイボトルの利用、食品ロスの削減、使用可能な不用品はフリーマーケットやバザー等を利用して再利用を図るなど、ライフサイクル全体を考えた環境配慮型のライフスタイルを実践する。
- ・ 生ごみ堆肥化機器等を利用し、生ごみの減量に努める。
- ・ 草木リサイクル推進のため、草木は焼却せずにチップ化に努める。
- ・ 千曲川クリーンキャンペーンなど、環境美化の施策及び資源回収などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

2. 事業者の取組み（事業系ごみの排出抑制、再資源化）

- ・ 事業系ごみの排出責任は事業者にあることを基本として、事業所から発生する廃棄物は自らの責任において適正処分に努めるとともに、減量化・再資源化を推進する。
- ・ 令和4年4月施行の「プラスチック資源循環促進法」を見据え、リサイクルしやすい商品設計や小売り店での使い捨てプラスチックの排出抑制に努める。
- ・ 事業活動に使用する原材料には、できるだけ再生資源を利用するとともに、廃棄物を排出する際にも再資源化を図り、可能な限り資源の循環に努める。
- ・ 製品・商品の梱包材については、使用量を極力抑制する工夫をするとともに、製造販売事業者の責任において回収・再利用する体制を整える。

- ・製造・流通事業者による回収体制を整備し、店頭回収など、排出者による回収を促進する。
- ・飲食店においては、小盛メニューや持ち帰り対応などにより、食品ロスの削減に努める。
- ・町が行う減量化・再資源化施策に協力するとともに、美化運動などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

3. 町の実施（適正処理、減量化・再資源化の促進）

- ・「可燃ごみ減量チャレンジ 1人1日10g」を推進する。
- ・ごみ減量化・再資源化についての意識向上を図るため、住民や事業者に対して情報提供、啓発を行う。
- ・ごみや資源物の適正排出について、「資源物・ごみの出し方、分け方パンフレット」を活用し、徹底を図る。
- ・住民団体等による集団回収への奨励金や、住民による生ごみ処理機等の購入費補助制度を継続する。
- ・サンデーリサイクルや資源回収ボックス（紙類・小型家電）の設置等、資源を回収する機会の確保を図る。
- ・ごみ減量化推進員と連携し、学校教育や地域懇談会、生涯学習活動の場において、減量・3R等の環境教育を行う。
- ・ごみの多量排出事業者に対する減量のための指導等を行う。
- ・千曲川クリーンキャンペーン等美化運動を継続して実施する。
- ・マイバッグ運動、県の推進する「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」等、食品ロス削減運動の展開を推進する。
- ・令和4年4月に施行予定の「プラスチック資源循環促進法」によるプラスチック一括回収の導入に向けては、収集・運搬方法や中間処理施設（葛尾組合プラスチック類ストックヤード）における処理方法等、様々な課題について研究を進める。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状

第1節 生活排水の排出状況

生活排水処理施設の整備については、平成5年度から公共下水道の整備に着手し、平成12年度には一部供用を開始しました。

整備面積は令和2年度末現在約560haとなり、計画に対し90%の整備率となっています。また、浄化槽の整備については、公共下水道事業計画と整合を図りつつ設置普及を図っています。

1. 生活排水処理施設整備状況

【表 1-1-1 生活排水処理施設整備状況（令和2年度末）】

	公共下水道事業		設置数	処理人口
基本計画面積	621.9ha	合併処理浄化槽	660基	1,861人
整備面積	559.5ha	単独処理浄化槽	24基	63人
整備率	90.0%			
公共下水道事業処理区域内人口	13,078人			

2. 処理形態別人口の推移

排水処理施設整備による排水処理人口の推移は次のとおりです。

公共下水道事業整備地域では、早期の接続による水洗化について町民への啓発を併せて行います。

【表 1-1-2 生活排水処理施設整備状況（各年度末）】

（人）

年 度		H28	H29	H30	R元	R2
項 目						
1 計画処理区域内人口		15,185	15,164	15,025	14,863	14,563
2 水洗化・生活排水処理人口		11,220	11,303	11,479	11,640	11,886
	(1)公共下水道	9,140	9,243	9,487	9,743	10,025
	(2)合併処理浄化槽	2,080	2,060	1,992	1,897	1,861
3 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		84	81	79	63	63
4 非水洗化人口		3,881	3,780	3,467	3,160	2,614
5 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

※計画処理区域内人口は住民基本台帳に登録された人口で、外国人を含まない

第2節 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

【表 1-1-3 生活排水の種類と処理主体】

処 理 施 設 の 種 類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	県・千曲川流域下水道
(2)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
(3)単独処理浄化槽	し尿	個人
(4)生活排水簡易浄化槽(沈殿槽)	生活雑排水	個人等
(5)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	千曲衛生施設組合
(6)雑排水処理施設	生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可業者

第2章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

坂城町第6次長期総合計画において、健康で快適な生活環境と美しい水辺環境を確保するための施策を推進するとしました。

そこで、生活排水処理計画の基本理念を、以下のように定めます。

健康で快適な生活環境と美しい水辺環境の確保を目指す

第2節 基本方針

水環境改善に対する普及啓発活動、また公共下水道、合併処理浄化槽により河川の水質は徐々に改善されつつあります。

生活排水は各家庭から必然的に排出されるものであり、住民一人ひとりの水環境の改善に対する意識向上が必要となります。

引き続き適切な生活排水処理による生活環境の向上を図り、水質改善はもとより地域の人々に親しまれる河川の復活を目指して、水の公共利用、健全な水循環に関する普及啓発を図りながら、次を基本方針に生活排水処理施設の整備を進めます。

1. 公共下水道計画区域内の公共下水道整備を進めます。
2. 地形等の要因により未整備となっている地区での公共下水道整備を進めます。
3. 下水道整備が完了した住居地域における早期接続の啓発に努めます。
4. 公共下水道計画区域外は、合併処理浄化槽の普及を進めます。

第3章 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理計画の内容

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

基本計画に掲げた理念を達成するため、すべての生活排水を水洗化することを目標とします。

令和2年度末において、生活排水は約82%が処理されていますが、下水道整備計画が令和12年度を整備目標としていることから、令和7年度には概ね94.8%の生活排水処理の水洗化を目標として整備を進めます。

① 生活排水処理の目標

【表 3-1-1 生活排水処理の目標（各年度末）】

	令和2年度	令和7年度
水洗化率	82.0%	94.8%

② 各区域内の人口内訳

【表 3-1-2 人口の内訳（各年度末）】

	令和2年度	令和7年度
行政区域内人口	14,563 人	13,700 人
計画処理区域内人口	14,563 人	13,700 人
公共下水道処理区域内人口	13,078 人	13,400 人
合併処理浄化槽処理人口	1,861 人	1,313 人

※令和2年度計画処理区域内人口は住民基本台帳に登録された人口で、外国人を含まない

※令和7年度人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づく建設課推計

③ 生活排水処理形態別人口内訳

【表 3-1-3 生活排水の処理形態別人口の内訳（各年度末）】

	令和2年度	令和7年度
1 計画処理区域内人口	14,563 人	13,700 人
2 水洗化・生活排水処理人口	11,886 人	12,950 人
(1)公共下水道	10,025 人	11,637 人
(2)合併処理浄化槽	1,861 人	1,313 人
3 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	63 人	38 人
4 非水洗化人口	2,614 人	718 人
5 計画処理区域外人口	0 人	0 人

※令和2年度計画処理区域内人口は住民基本台帳に登録された人口で、外国人を含まない

※令和7年度人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づく建設課推計

2. し尿・汚泥処理計画

(1) 現況

し尿の収集・運搬は許可業者が行い、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃と併せて行っています。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥処理は千曲衛生施設組合（長野市、千曲市、坂城町の一部事務組合）のし尿処理施設「千曲衛生センター」で行っています。

し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水・焼却をしており、一部は肥料として活用しています。

【表 3-1-4 し尿・汚泥の排出状況（令和2年度実績）】

(kg/年)

	し 尿	浄化槽汚泥	計
坂 城 町	3,974	1,187	5,161
千 曲 市	7,042	3,503	10,545
長 野 市	6,156	3,423	9,579
計	17,172	8,113	25,285

(2) し尿・汚泥の処理計画

本町のし尿、浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、現行の収集、運搬、資源化、処分の処理体系を引き続き継続します。

安定した処理を継続するため、千曲衛生施設組合が実施する施設の延命化、状況に応じた運転調整等に協力していきます。